

資料 1

公益社団法人日本雪氷学会 関東・中部・西日本支部 2012 年度支部事業実績

[事業]

調査・研究

○調査

(1) 山岳雪質調査

日・場所：2013 年 3 月 19 日・奥日光

指導員：雪野昭寛氏

(2) 富士山調査検討（富士山測候所を活用する会報告会出席）

日・場所：2013 年 1 月 27 日・東京大学

参加者：雪野昭寛氏（予稿集あり）

研究会・研修会

○研修会等

(1) 雪氷研究大会（2012・福山）

日・場所 2012 年 9 月 23 日～9 月 27 日・福山市立大学

(2) 積雪断面観測講習会（北信越支部との共同開催）

日・場所：2013 年 2 月 25 日・長岡

指導員：鎌田慈氏

○普及・啓発

(1) 支部メーリングリストの運用

(2) ホームページ検討

(3) 2012 年度雪氷研究大会準備（5 月 23 日・幕張）

出版事業

○出版活動

(1) 「雪氷フォーラム」第 9 号原稿作成

[管理]

○管理事項

(1) 第 1 回支部役員会 2012 年 5 月 24 日 幕張

(2) 第 1 回支部総会 2012 年 5 月 24 日 幕張

(3) 第 2 回支部役員会 2012 年 9 月 25 日 福山

資料 2

公益社団法人日本雪氷学会 関東・中部・西日本支部
2012年度収支決算書

2012年度 収支計算書		2012年度予算 (A)	2012年度 決算 (B)	差額 (A)-(B)	
収入		850,000	45,813	804,187	
会費収入	支部会員費	0	0	0	
事業収入	研究発表会収入	0	0	0	
	研修会講演会等収入	0	0	0	
	出版収入	0	0	0	
支部交付金 (学会資金)	支部交付金	150,000	0	150,000	
	支部交付金(事業費)	0		0	
	支部交付金(管理費)	0	19,723	-19,723	
資産勘定(基金)からの繰入	関東以西	650,000	0	650,000	
雑収入	受取利息	0	4	-4	
前期繰越金	現金 4,215, 三菱 21,871)	50,000	26,086	23,914	
支出		775,000	23,538	751,462	
事業費		事業費計 650,000	0	650,000	
1調査・研究	雪氷調査	200,000	0	200,000	
2研究会研修会	研究発表会	0	0	0	
	研修会等	関東以西支部講演、講習会	200,000	0	200,000
	普及・啓発	関東以西支部ホームページ	200,000	0	200,000
	褒賞		0	0	0
3出版事業	支部機関誌	関東以西支部機関誌	20,000	0	20,000
	その他出版	その他出版費	30,000	0	30,000
管理費		管理費計 125,000	23,538	101,462	
	事務局費	80,000	7,538	72,462	
	会議費	40,000	16,000	24,000	
	支払手数料	5,000	0	5,000	
資産勘定(基金)への繰入れ		0	0	0	
収支差額		75,000	22,275	52,725	

公益社団法人日本雪氷学会 関東・中部・西日本支部
2012年度棚卸し資産

2012年度 棚卸資産

		2012年度末(2013/3/31)	
出版物名	原価	在庫数	12資産額
			0
2012年度棚卸資産			0

2013年 5月 13日

関東・中部・西日本支部監査報告書

公益社団法人 日本雪氷学会
関東・中部・西日本支部長 殿

社団法人 日本雪氷学会
関東・中部・西日本支部 監事

隅谷 大作



2012年4月1日から2013年3月31日までの2012年度における支部監査報告書支部会計及び業務の監査を、次のとおり報告する。

1. 監査の方法

2012年度支部事業報告、収支計算書を確認し、業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

関東・中部・西日本支部の活動は、別途作成された支部活動報告書のとおり、適切に活動が行われていると判断する。

2013年 5 月 / 3 日

関東・中部・西日本支部監査報告書

公益社団法人 日本雪氷学会
関東・中部・西日本支部長 殿

社団法人 日本雪氷学会
関東・中部・西日本支部 監事

竹中 修平



2012年4月1日から2013年3月31日までの2012年度における支部監査報告書支部会計及び業務の監査を、次のとおり報告する。

1. 監査の方法

2012年度支部事業報告、収支計算書を確認し、業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

関東・中部・西日本支部の活動は、別途作成された支部活動報告書のとおり、適切に活動が行われていると判断する。

資料 4

公益社団法人日本雪氷学会 関東・中部・西日本支部 2013 年度支部事業計画（案）

[事業]

調査・研究

○調査

- (1) 山岳雪質調査 2014 年 2 月・奥日光、指導員：雪野昭寛氏
- (2) 富士山調査検討（富士山測候所を活用する会：情報収集）

研究会・研修会

○研修会等

- (1) 積雪断面観測講習会（1 回、2014 年 2 月）
- (2) 関東分会雪氷サロン（1 回）
- (3) 関西分会学習会（1 回）

○普及・啓発

- (1) 支部メーリングリストの運用
- (2) ホームページ環境整備
- (3) 講演会（2 回、2013 年 5 月支部総会及び年度内）

出版事業

- 支部等機関誌 : 「雪氷フォーラム」9 号の発行
- その他出版物 : ニュースレター（1 回）

[管理]

○管理事項

- (1) 第 1 回支部総会 2012 年 5 月 24 日 幕張
- (2) 第 1 回支部理事会 2012 年 5 月 24 日 東京
- (3) 第 2 回支部理事会 2012 年 9 月 北見

資料 5

公益社団法人日本雪氷学会 関東・中部・西日本支部
2013年度収支予算書（案）

2013年度収支予算書		2013年度予算 (A)	2012年度予算 (B)	増減 (A)-(B)
収入		495,000	850,000	-355,000
会費収入	支部会員費	0	0	0
事業収入	研究発表会収入	0	0	0
	研修会講演会等収入	100,000	0	100,000
	出版収入	0	0	0
内部移管	支部交付金	0	150,000	-150,000
基金(残高がある場合)からの繰入	関東以西	395,000	650,000	-255,000
雑収入		0	0	0
学会前期繰越金		0	50,000	-50,000
支出		495,000	775,000	-280,000
事業費		370,000	650,000	-280,000
1調査・研究	雪氷調査	100,000	200,000	-100,000
2研究会研修会	研究発表会	0	0	0
	研修会等	200,000	200,000	0
	普及・啓発	50,000	200,000	-150,000
	褒賞	0	0	0
3出版事業	支部機関誌	10,000	20,000	-10,000
	その他出版	10,000	30,000	-20,000
管理費		125,000	125,000	0
	事務局費	80,000	80,000	0
	会議費	40,000	40,000	0
	支払手数料	5,000	5,000	0
	役員選挙費	0	0	0
	雑費	0	0	0
収支差額		0	75,000	-75,000

資料 6

公益社団法人 日本雪氷学会 関東・中部・西日本支部 2013 年度運営組織（案）

支 部 長 : 松田益義

副支部長 : 上野健一 (関東兼本部対応幹事長)
渡辺晋生 (中部)
佐藤 昇 (西日本)

委 員 会 :

[総務・事業]

杉浦幸之助 (委員長)、大藤明克、川嶋高志、宍戸真也、中澤文男

[広報・情報]

渡辺晋生 (委員長)、伊藤陽一、森川浩司

会 計 : 澤田結基

監 事 : 太田岳史、隈谷大作

顧 問 : 石川政幸、市原 薫、井上元哉、小野延雄、川口貞男、楠 宏、嶋田 潔
樋口敬二、山岸啓利

資料 7

公益社団法人 日本雪氷学会関東・中部・西日本支部規程施行内規（案）

（名称）

第1条 本支部は、公益社団法人日本雪氷学会（雪氷学会と略称する）支部規程第1条に基づき、関東・中部・西日本に設置された支部であり、公益社団法人日本雪氷学会関東・中部・西日本支部と称する。略称を「関東以西支部」とする。

（内規適用）

第2条 本内規は、支部規程第2条2項に基づき、本支部における支部規程の施行に必要な事項を定めるものである。

2 この内規に定めのない事項については、雪氷学会定款、定款施行細則、支部規程の定めるところによる。

（事業）

第3条 本支部は、雪氷学会定款第3条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 雪氷及び寒冷に関する学術調査・研究その他関連事項
- (2) 雪氷及び寒冷に関する研究会、講演会、座談会、見学会等の開催
- (3) 会員相互の連絡
- (4) 雪氷学会理事会が委嘱又は承認した事項
- (5) その他必要な事業

（会員）

第4条 本支部の会員は、関東（関東地方及び山梨県）、中部（静岡、愛知、岐阜、三重の各県）及び西日本（福井及び三重県を除く近畿、中国、四国、九州の各地方）に在住する雪氷学会の会員とする。他支部に所属する会員であっても、本支部に所属することを希望する場合は、重複所属することを妨げない。

（役員）

第5条 本支部に次の役員を置く。

- | | |
|------|-------|
| 支部長 | 1名 |
| 支部理事 | 20名以内 |
| 支部監事 | 2名 |

（役員を選出）

第6条 支部長は、支部からの推薦に基づき、定款施行細則第28条により、定款第20条に定める本部理事の中から本部理事会において選出する。

- 2 支部理事及び支部監事の選出は次の各号による。
- (1) 支部理事及び支部監事は、支部会員のうちから支部会員の投票によって選出する。その選出方法に関しては別に定める。
 - (2) 本支部会員である本部理事は、本部理事の任期中、支部理事を兼務することができる。

- (3) 支部長は必要に応じて支部理事の中から副支部長を委嘱することができる。

(理事の職務)

- 第7条 支部長は、本支部を代表し、会務を総理する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐するとともに、支部会務一般を統括・執行し、支部長に事故あるとき、また欠けたとき、あらかじめ支部長が指名した順序でその職務を代行する。
- 3 支部理事は、支部会務の執行にあたる。

(監事の職務)

- 第8条 支部監事は、支部会計の状況、理事の業務執行の状況を監査する。

(理事会)

- 第9条 支部理事会は、支部理事で構成され、重要事項を議決する。
- 2 支部理事会は、文書審議理事会をもって代えることができる。
- 3 文書審議理事会は、支部長が議事及び資料を支部理事に配布し、その日から10日以上の期間内に文書による議決を求める。議決の結果については支部理事に通知する。
- 4 支部理事会は支部長が招集し、議長は支部長又は支部長が任命した者とする。
- 5 支部理事会は、支部理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。但し、他の出席理事に表決を委任した者及び書面によって議決に参加した者は出席者とみなす。
- 6 議事録は本内規の第16条に定めるところによる。

(委員会)

- 第10条 支部理事会は本支部の運営のために、理事で構成される委員会及び諸役を設けることができる。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は2年とする。
- 2 会務の継続性など特に必要な場合は、任期を延長することができ、延長期間は1年単位で2年間までとする。
- 3 やむを得ない事情により任期途中で退任する役員については、その残任期を引き継ぐ後任者を選定することができる。この場合に限っては、第6条2項に関わらず、支部理事会において後任者を選出することができる。その場合は、ホームページで公示する。
- 4 その他は支部規程第10条の定めるところによる。

(顧問)

- 第12条 本支部に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、支部理事会の議決を経て支部長が委嘱する。

- 3 顧問は、必ずしも会員であることを問わない。
- 4 顧問は、本支部の発展に寄与するため、支部長の諮問に応じて意見を具申する他、随時建設的提案や提言を行うことができる。
- 5 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第13条 本支部は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に通常総会を開く他、必要に応じ臨時総会を開く。

- 2 議長は出席者の互選とする。
- 3 下記の事項は、支部総会において承認を受けなければならない。
 1. 事業計画及び収支予算
 2. 事業報告及び収支決算
 3. 棚卸し資産
 4. 重要なる財産の処分
 5. 支部内規の変更
 6. その他支部理事会において必要と認めた事項
- 4 支部総会は支部会員の5分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出したものは出席とみなす。
- 5 議事録は本内規の第16条に定めるところによる。

(資産及び会計)

第14条 本支部の資産は次の通りとし、支部長がこれを管理する。

1. 本部からの交付金
 2. 寄付金
 3. その他
- 2 本支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(運営要綱)

第15条 本内規施行についての運営要綱は、支部理事会の議決を経て支部長が別にこれを定める。

(議事録)

第16条 支部総会の議事録は議長が作成し、速やかに支部ホームページに提示し、支部会員の閲覧に供さなくてはならない。

- 2 支部理事会の議事録の作成者は議長が指名し、理事会の承認を必要とする。

附則

本内規は2013年5月23日より施行する。